

埼玉県県内中小クレジット検証費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、中小規模事業所におけるCO₂削減対策を促進するため、県内中小クレジットの検証にかかる費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 目標設定型排出量取引制度：埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づく埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（平成24年埼玉県告示第402号。以下「指針」という。）に定める制度をいう。
- 二 県内中小クレジット：指針別表第5 2(2)の県内削減量をいう。
- 三 中小規模事業所：年間の原油換算エネルギー使用量が1500 kL未満の県内の事業所等（事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等）
- 四 検証：指針別表第5 備考1に定める検証をいう。
- 五 検証機関：指針別表第5 備考1に定める知事が認めた者をいう。
- 六 民間事業者：埼玉県内で事業活動を行う株式会社、特例有限会社等をいう。

(補助対象者)

第3条 目標設定型排出量取引制度における県内中小クレジット算定ガイドライン（以下「算定ガイドライン」という。）に基づく県内中小クレジットの発行申請が可能な事業者であって、次項の事業所において次条に掲げる事業を行う者とする。

2 補助の対象となる事業所は、算定ガイドラインに基づき、県内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書の事業所範囲について認定された事業所であって、算定年度における削減量が年間1 t-CO₂以上の事業所とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、前条第2項に定める事業所において、検証機関から目標設定型排出量取引制度における県内中小クレジット検証ガイドラインに定める県内中小クレジットの検証を受ける事業とする。

2 前項に規定する検証機関は、補助対象者が埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱 別表第6に定める検証業務を行うことのできない著しい利害関係を有する者に該当する場合にあっては、その検証機関を除くものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、県内中小クレジットの検証の費用として、検証機関に支払う経費のうち、消費税及び地方消費税額を除く経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額と200千円のうち、いずれか低い額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条第2項に定める事業所ごとに、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 検証業務に関する検証機関からの見積書の写し（2者以上。発行後3か月以内のもの。）
- 二 県内中小クレジット事業所範囲認定通知書の写し
- 三 その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書等を受理したときは、当該申請書等を審査し、補助金を交付すべき者と認めたときは、補助金の額を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の規定による交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業実施に関する条件)

第10条 規則第7条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業その他知事が必要とする範囲において、県に対する報告、資料提供その他に協力しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の検証に基づき、算定ガイドラインに定める県内中小クレジット削減量認定申請及び目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドラインに定める振替可能削減量等発行等申請を行わなければならない。ただし、県内中小クレジットが発行されないと知事が認める場合は、この限りではない。

3 補助事業者は、CO₂削減対策を積極的に実施し、県内中小クレジットの最大化に努めるものとする。

(事業の開始)

第11条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定通知を受領した日以後、速やかに当該事業に着手しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第1項に定める補助対象事業に着手した日から14日以内に、検証機関との検証業務契約書等の写しを知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 第6条に定める補助金額の増額を伴わないもの
 - 二 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

(変更等の承認)

第13条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第4号により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(報告書の様式等)

第14条 規則第13条の報告書(以下「実績報告書」という。)の様式は、様式第5号のとおりとする。

- 2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 検証結果報告書の写し
 - 二 検証機関への支払いが確認できる書類(領収書等)の写し
 - 三 その他知事が必要と認めるもの
- 3 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の場合を含む。)後30日以内又は補助事業年度における年3月20日のいずれか早い期日までとする。

(補助金交付額の確定)

第15条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、当該実績報告書等の書類を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、様式第6号により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第16条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条の通知を受領した後に、補助金交付請求書(様式第7号)により補助金の支払い請求を行うものとする。

- 2 知事は、前項の補助金交付請求書を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたも

のについて補助金を支払うものとする。

(補助金の交付の取消)

第17条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 二 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき
- 三 その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業完了後に補助事業者が第10条に定める条件に違反する場合には、知事は期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等についての帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式一覧

様式第1号	埼玉県県内中小クレジット検証費用補助金交付申請書（第7条関係）
様式第2号	埼玉県県内中小クレジット検証費用補助金交付決定通知書（第9条関係）
様式第3号	埼玉県県内中小クレジット検証費用補助事業 変更（中止・廃止）承認申請書（第12条関係）
様式第4号	埼玉県県内中小クレジット検証費用補助事業 変更（中止・廃止）承認等通知書（第13条関係）
様式第5号	埼玉県県内中小クレジット検証費用補助事業 実績報告書（第14条関係）
様式第6号	埼玉県県内中小クレジット検証費用補助金交付額確定通知書（第15条関係）
様式第7号	埼玉県県内中小クレジット検証費用補助金交付請求書（第16条関係）